

## 高浜町障がい者支援施設等通所交通費助成要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、障がい者支援施設等に通所している障がい者に対し、通所交通費の一部を助成することにより、障がい者の自立の促進及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する障害者をいう。
- (2) 障がい者支援施設等 次に掲げる施設をいう。
  - ア 法第5条第7項に規定する生活介護を行う施設
  - イ 法第5条第13項に規定する就労移行支援を行う施設
  - ウ 法第5条第14項に規定する就労継続支援を行う施設
  - エ 法第5条第27項に規定する地域活動支援センター
  - オ アからエまでに掲げる施設に類する施設と町長が特に認めた施設
- (3) 通所 障がい者支援施設等に定期的に通うことをいう。
- (4) 公共交通機関 人の移動に利用される鉄道、バス等の運輸機関(タクシーを除く。)をいう。
- (5) 交通費 障がい者が現に居住する自宅等から障がい者支援施設等に公共交通機関を利用して通所する場合における運賃であって、最も効率的かつ廉価な方法によるものをいう。

### (助成対象者)

第3条 通所交通費の助成（以下「助成」という。）を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 高浜町内に居住し、高浜町から法第19条に定める支給決定を受けている障がい者であること。
  - (2) 前条第2号アからオまでのいずれかの障がい者支援施設等に公共交通機関を利用して通所している者であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成金の交付を受けることができない。
- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者であること。
  - (2) 通所する障がい者支援施設等（以下「通所施設」という。）が運行する送迎バスを利用する者で、高浜町内まで送迎サービス（通所施設と町外の最寄り駅との送迎を行うものを除く。）を受けることができるものであること。
  - (3) 通所施設から交通費を支給されている者であること。

### (助成対象経費)

第4条 助成の対象となる交通費は、対象者の高浜町内の居住地から、町外の通所施設までの公共交通機関の利用に要した実費とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、対象者が利用する公共交通機関の運営事業者により交通費の支給、割引又は助成を受けることができる場合は、割引相当額を差し引いた額を助成対象経費とする。

(助成金額の算出方法等)

- 第5条 助成金額は、1回の通所に要する運賃の額（以下「交通費（往復）」という。）に通所した日数を乗じて得た額又は利用期間が6箇月の定期乗車券の価額（前条に規定する対象者が単独で乗車する場合に適用される価額とする。以下「交通費（定期）」という。）のいずれか少ない額から他の法令、条例、要綱等による助成の額を控除して得た額の10分の8に相当する額とする。ただし、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 2 助成金額は、公共交通機関ごとに算出するものとする。
  - 3 交通費（往復）については、助成を受けようとする者が申請を行い、事前に町長の認定を受けるものとする。

(登録の申請等)

- 第6条 助成を受けようとする者は、助成対象者である旨の登録（以下「登録」という。）を受けなければならない。
- 2 登録を受けようとする者は、あらかじめ通所施設の証明を受けた、高浜町障がい者支援施設等通所交通費助成登録（変更）申請書（様式第1号）に必要書類を添付し、毎年度町長に提出するものとする。
  - 3 町長は、前項の規定により登録の申請があったときは、登録の可否を決定し、その旨を高浜町障がい者支援施設等通所交通費登録認定（却下）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。
  - 4 前項の規定による登録の認定（以下「登録認定」という。）を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合は、高浜町障がい者支援施設等通所交通費助成登録（変更）申請書（様式第1号）を町長に提出するものとする。
    - (1) 交通手段又は通所経路を変更したとき。
    - (2) 公共交通機関の運賃が改定されたとき。
    - (3) その他登録認定の内容に変更が生じたとき。
  - 5 助成金額に変更が生じたときは、その事由が生じた日から変更するものとする。

(助成金の交付申請及び請求)

- 第7条 登録認定を受けた者は、毎年度上半期分は10月15日まで、下期分は3月31日までに、通所施設の証明を受けた、高浜町障がい者支援施設等通所交通費助成金交付申請書兼請求書（様式第3号）を町長に提出するものとする。

(助成の決定等)

- 第8条 町長は、前条の申請書が提出されたときは、助成の可否を決定し、助成を決定したときは、高浜町障がい者支援施設等通所交通費助成決定（不交付決定）兼確定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。
- 2 町長は、前項の規定による助成の決定を受けた者に対して助成金を交付するものとする。

(助成の決定の取消し等)

第9条 町長は、次に掲げる者に係る助成の決定を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽又は不正の申請をし、その結果、助成金の交付を受けていた者
- (2) その他不正により助成金の交付を受けていた者

(調査)

第10条 町長は、助成金の交付について必要があると認めるときは、次の事項について調査を行うことができる。

- (1) 助成対象者の通所状況等の記録
- (2) 通所施設の事務処理状況

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、交通費の助成に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(助成金の交付申請及び請求に関する特例)

2 第7条の規定による助成金の交付申請及び請求の時期については、令和5年度においては、同条中「上半期分は10月15日まで」とあるのは、「3月31日まで」とする。